



福岡県における 犯罪の起きにくい社会づくりの推進について



福岡県警察本部

生活安全部参事官兼生活安全総務課長 警視

花田 清輝

1 はじめに

福岡県警察では、本年の運営指針を「県民の安全・安心の確保～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～」と定め、全職員が一丸となって、関係機関・団体と連携しながら、犯罪の起きにくい社会づくりを目指しています。

犯罪を予防し、地域住民の犯罪不安を減らすためには、警察の取締まり、警戒活動に加え、多くの関係者が協働したパトロールや見守り活動などの「ソフト対策」と犯罪の起きにくい物理的な環境を整備する「ハード対策」を継続して推進していくことが重要です。

本稿では、県警察が推進している「ハード対策」の取組状況を紹介させていただきます。

2 福岡県の特徴と犯罪発生状況

(1) 福岡県の特徴

福岡県は、九州の北部に位置し、関門橋、関門トンネルで本州と結ばれており、朝鮮半島や中国にも近いことから、アジアの玄関口として古くから栄えてきました。

また、福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は約508万人で、九州8県の中では最も人口が多い県であります。

(2) 犯罪情勢

福岡県の刑法犯認知件数は、平成23年中は73,421件、平成24年は10月末現在で60,805件（昨年同期比-752件）と、戦後最高を記録した平成14年をピークに年々減少しています。しかし、昨

年は、住宅侵入窃盗の中でも忍込み（※2）が増加したほか、強姦・強制わいせつといった性犯罪も高水準で発生しています。

住宅侵入窃盗の発生状況(平成24年10月末現在)

罪種	平成24年	前年同期比
住宅侵入窃盗	3,172件	-234件
空き巣 ※1	2,331件	-296件
忍込み ※2	602件	+66件
居空き ※3	239件	-4件

※1：家人が不在中に財産を窃取される犯罪

※2：家人が就寝中に財産を窃取される犯罪

※3：家人が在宅中に財産を窃取される犯罪

過去5力年の性犯罪(強姦・強制わいせつ)の発生状況

年	H19	H20	H21	H22	H23
性犯罪	564件(2)	507件(3)	439件(3)	546件(2)	550件(2)
強姦	140件(1)	122件(1)	84件(1)	76件(2)	65件(2)
強制わいせつ	424件(3)	385件(5)	355件(3)	470件(2)	485件(2)

※（ ）内は、人口千人あたりの犯罪発生率全国順位

3 犯罪の起きにくい社会づくりのための官民協働による防犯環境設計の構築と普及

(1) セキュリティ・アパート認定制度の確立

先に述べたとおり、本県の性犯罪の発生率は全国的に見ても高い水準で推移しており、特に住宅侵入を伴う性犯罪の約8割は集合住宅で発生していたことから、集合住宅の防犯性能の向上は喫緊の課題でした。

中でも、低家賃を重視する一人暮らしの学生や若い世代を対象とした賃貸集合住宅は、

- ・入居者が入居後に防犯設備を設置することが困難
- ・家主が防犯設備設置等の改修費負担を放置しがちなどの理由で一般的に防犯性が弱く、入居者やその家族が安心感を得られない傾向にありました。

このような分析を踏まえ、性犯罪等住宅侵入犯罪の予防と入居者の不安解消を目的に、全国で初めて県警と県、NPO法人福岡県防犯設備士協会が協働して、賃貸集合住宅を対象としたセキュリティ・アパート認定制度を構築し、平成23年7月1日にスタートさせました。



セキュリティ・アパート認定物件（福岡市）

本制度は、防犯性が高い賃貸集合住宅の普及促進を図るため、賃貸集合住宅で発生する犯罪の実態に即した認定基準を策定し、基準に適合する住宅をセキュリティ・アパート（防犯性の高い賃貸集合住宅）として認定するものです。

具体的には、犯罪企図者に犯行を断念させるための「照度・見通しの確保」及び「侵入されにくい構造・設備の完備」並びに侵入された場合に外部への連絡手段を完備するための「玄関、浴室、寝室への屋外防犯ベル等と連動した警報装置の設置」を柱とした認定基準を定め、認定主体であるNPO法人福岡県防犯設備士協会が書類審査及び現地調査を実施し、認定基準を満たす建物に対して、認定証及び認定プレートを交付することとしました。



防犯ベルと警報装置



CP対応の玄関ドア



認定プレートの設置状況

これまで同制度の普及を促進した結果、平成24年11月末現在、県内に13棟のセキュリティ・アパートが完成しており、今後、更なる普及が期待されます。

（2）セキュリティ・ホーム認定制度の確立

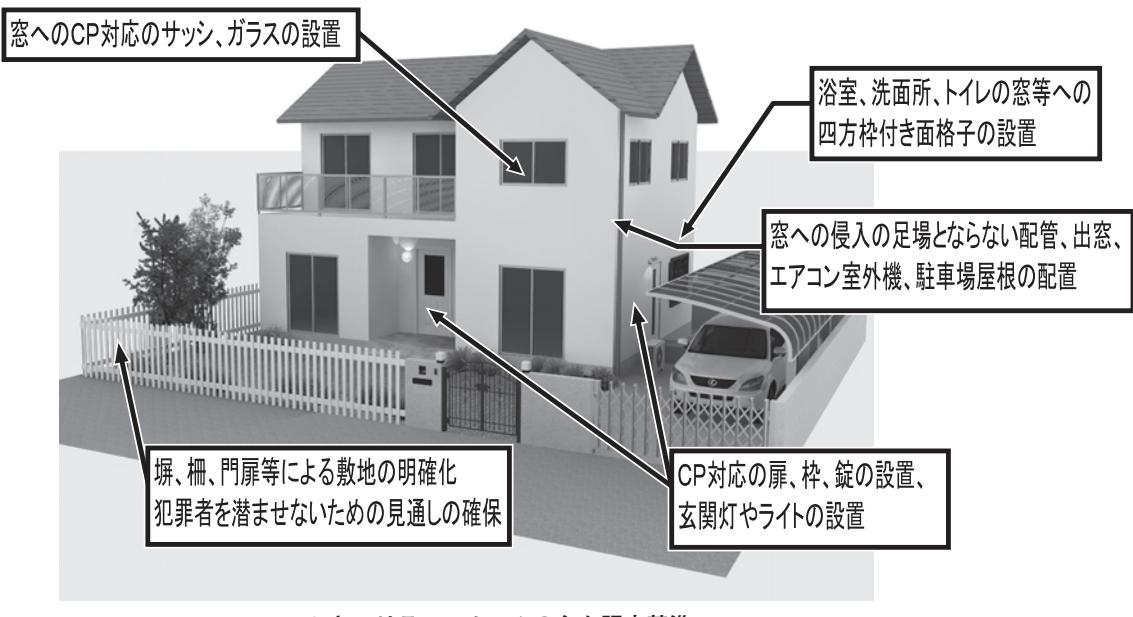
住宅侵入窃盗は、強盗や殺人といった凶悪犯罪への深化が危惧される犯罪であり、特に、生活の基盤となる住まいが犯罪対象になることは県民の不安感を助長するばかりか、体感治安の悪化に繋がります。

这样的ことから、県警と県、NPO法人福岡県防犯設備士協会は戸建住宅を対象としたセキュリティ・ホーム認定制度も構築し、平成24年7月1日からスタートさせました。



NPO法人 福岡県防犯設備士協会 認定

認定シール・登録カードのデザイン



セキュリティ・ホームの主な認定基準

本制度は、戸建住宅を対象とした侵入窃盗手口の実態に即した認定基準を策定の上、NPO法人福岡県防犯設備士協会が新築物件については書類審査を、また、改築物件については書類審査及び現地調査を行い、基準に適合する住宅をセキュリティ・ホーム（防犯性の高い戸建住宅）として認定し、防犯性が高い戸建住宅の普及を図るもので

認定基準は、福岡県安全・安心まちづくり条例に基づく犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針に示された監視性の確保、領域性の強化、接近の制御及び被害対象の強化・回避の基本原則を踏まえ、敷地出入口、玄関、窓等8項目に関する内容となっています。

特に、住宅侵入窃盗の侵入箇所の約9割を占める開口部については、防犯性能の高い建物部品（CP部品）又はこれに準ずる防犯性能を有した部材の設置を必須項目とし、開口部の防犯性を強化するなど、犯罪企図者に犯行を断念させることが期待されるものです。

これまで同制度の普及を促進した結果、平成24年11月末現在、県内で6棟（新築物件）が同制度の認定を受け、いずれも本年2月末に完成予定であり、今後益々の普及が期待されます。

（3）防犯環境設計に基づく天神周辺地区の防犯環境の整備

福岡市中央区の天神地区は、九州最大の商業地区で、各種交通機関や海・空港からのアクセスが良好であるという地理環境から、県内外はもとより国外からの人々で終日賑わうところです。

特に、その中心に位置する警固公園は、西日本鉄道(株)の福岡駅や大手百貨店等の大型商業施設に隣接する都心のオープンスペースであり、天神の顔として観光客や市民の憩いの場となっていましたが、築山やうっそうと茂った樹木が死角を生み出し、夜間に集まる若者によって騒音、ゴミの散乱、落書き等の迷惑行為、違法駐車、粗暴行為等の犯罪が引き起こされるなど、近隣住民や施設管理者等の不安は大きく、環境改善の必要性が高くなっていました。



再整備前の夜間の公園内の状況

こうしたことから、県警察では、警固公園の再整備を中心とした環境改善への取組を福岡市、地域住民、エリアマネジメント団体等に働きかけました。

その結果、平成22年7月に環境浄化のための課題や方策の検討を行う官民協働の「警固公園対策会議」が発足し、以降数度にわたる協議を経て、安全安心をコンセプトとした警固公園の再整備計画が策定され、平成24年度事業として、昨年12月1日に警固公園の再整備が実現するに至りました。

今後、警固公園を中心とした天神周辺地区の治安向上が期待されます。



再整備後の警固公園イメージ図

(4) 防犯まちづくり普及啓発のためのシンポジウムの開催

参加型犯罪予防を県民に広げるためには、これまで行ってきた防犯パトロールや見守り活動等の地域防犯活動の促進に加え、犯罪の起きにくい環境を物理的に整備する「防犯まちづくり」を普及させなければなりませんが、ハード面の対策を啓発するには、これに精通した研究者や都市計画の専門家等の協力が必要不可欠です。

こうしたことから、これまでの各種施策や会議を通じて培った連携体制を活用し、県内の主要大学（九州大学、福岡大学）の建築研究部門、NPO法人福岡県防犯設備士協会、独立行政法人建築研究所等と協働して、平成23年9月17日に福岡大学において、「子供・女性の安全」をテーマに掲げた「防犯まちづくり公開シンポジウム」を開催しました。

シンポジウム開催に先立ち、地域防犯に関わる住民、学生防犯ボランティア、防犯設備士、大学の研究者等とが共同して、身近な公園に潜む地域の危険箇所を調査する「まち歩き調査」を実施し、危険箇所の把握と調査方法の習得を図りました。



まち歩き調査の実施状況

シンポジウムでは、「まち歩き調査」の結果と分析について紹介したほか、防犯まちづくりに精通した研究者や都市計画の専門家等による講演及びパネルディスカッションを実施し、地域との協働による犯罪の起きにくい社会づくりの基本的考え方や実践方法等を広く県民に啓発しました。



講師による講演の状況



パネルディスカッションの状況

今後も引き続き、県内各地区でシンポジウムを開催するなど「防犯まちづくり」の理念を普及啓発し、住民主体による参加型犯罪予防を推進していきたいと考えています。

(5) 街頭防犯カメラの普及

県警察では、犯罪の抑止、住民の安心感の醸成及び事件等の早期解決を目的として、街頭防犯カメラの設置を促進しています。

各警察署が自治体に対し、犯罪分析に基づく街頭防犯カメラの必要箇所の提案や設置方法についての具体的なアドバイスを行い、駅周辺を中心とした自治体の直接設置が広がっています。

最近の設置事例としましては、宗像市によるJR駅周辺及び市内の全小中学校（離島を除く）への設置、大野城市によるJR駅駐輪場への設置等があり、宗像市の設置地区では、設置後3か月間の刑法犯発生件数が前年比4割減という効果も現れています。

また、政令市の取り組みとしまして、北九州市が主要幹線道路等に78台の街頭防犯カメラを設置中であるほか、福岡市では、自治会・町内会等の設置費用を補助する「街頭防犯カメラ設置補助金制度」を創設しております。

県警察においては、福岡市中洲周辺地区に42台の街頭防犯カメラを設置し、県公安委員会規程等を整備した上で、各種捜査に活用しています。

さらに、北九州市内の歓楽街において飲食店経営者等を狙った凶悪犯罪が連続発生したことから、緊急対策として、小倉北区堺町地区及び八幡西区黒崎地区において、県警察が30台、北九州市が70台の街頭防犯カメラを設置する作業を進めています。（平成25年度中に運用開始予定）



防犯カメラの設置状況（大野城市）

4 おわりに

これまで防犯環境設計の諸施策の実施状況について述べてきましたが、「犯罪が起きにくい社会」を真に実現するためには、環境を改善することはもとより地域住民の皆様方をはじめ、自治体、関係機関・団体等との連携をより一層強化し、人と人とが顔を合わせる活動を強力に推進するなど、ハード・ソフト両面の対策を講じていかなければなりません。

これからも様々なアイデアを駆使し、地域社会と一体となった犯罪抑止のための各種活動を展開していくことによって、「犯罪の起きにくい社会の実現」を目指していきたいと考えております。